別表（第2条関係）

深川市日常生活用具給付種目及び対象者

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練要支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者(身体障がい児の場合は2級を含む。)、寝たきりの状態にある難病患者等又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい者(児)又は自力で排尿できない難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者(児)及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)又は寝たきりの状態にある難病患者等で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障がい者(児)又は難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で、原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい児又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等で、原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)又は難病患者等で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)又は常時介護を要する難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもので手すりをつけることができる(児にあっては手すりつきのもの)もの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器　4,450円 手すり　5,400円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	4,683円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)又は下肢が不自由な難病患者等で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア　身体障がい者(児)又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児)又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア　スポンジ及び革を主材料としているもの イ　スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア　15,656円 イ　37,853円 レディメイドは上記の80%の範囲内の額とする。	3年
	特殊便器	上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)及び重度若しくは最重度の知的障がい者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者又は上肢機能に障がいのある難病患者等。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい者(児)若しくは重度若しくは最重度の知的障がい者(児)又は難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の身体障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯、重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の身体障がい者(児)で、聴覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	88,900円	10年
	音声ICタグレコーダー	視覚障がい2級以上の身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者	タグ(記録媒体)にリーダー(読取器)をかざすことにより、予めタグに録音した音声を聞き取ることのできるものであり、視覚障がい者が容易に使用しえるもの	24,000円	6年
	簡易着脱性足部保温カバー	下肢機能障がい2級以上又は下肢機能障がいを有すると認められる体感機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、日常生活において車椅子を使用する者	足部の保温及び簡易な着脱の機能を有するもの	15,000円	2年
	電子式歩行補助具	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者で白杖、盲導犬等と本用具を併用することにより、移動の困難が軽減されると認められる者	超音波、レーザー光線等を利用して、物体までの距離を音や振動で表現する歩行補助具であり、視覚障がい者の歩行補助として実用性があり容易に使用し得るもの	79,000円	5年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)等であって、必要と認められる者又は呼吸器機能に障がいのある難	身体障がい者(児)及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器			56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者(児)		17,000円	10年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者		18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい若しくは心臓機能障がいのある者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器を装着する者又は同程度の身体障がい者であって、主治医の意見書により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい2級以上又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト ア　上肢機能障がい者(児)　インテリキー、ジョイスティック等 イ　視覚障がい者(児)　画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	6年
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいを有する(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上)身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいを有する(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上)身体障がい者であって、必要と認められる者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1)　標準型 ア　両面書真鍮板製 イ　両面書プラスチック製 (2)　携帯用 ア　片面書アルミニウム製 イ　片面書プラスチック製	価格には点筆を含む (1)標準型 ア　10,712円 イ　6,798円 (2)携帯用 ア　7,416円 イ　1,700円	7年 5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	ア　音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの イ　音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ウ　録音及び再生ができるICボイスレコーダーで、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	ア　録音再生　85,000円 イ　再生専用　35,000円 ウ　9,800円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚に障がいを有する身体障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	盲人用時計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	触読式　10,300円 音声式　13,300円	10年
	聴覚障がい者用通信装置	FAXについては聴覚障がい又は発声機能障がい又は言語機能障がいを有する者(児)、テレビ電話については聴覚障がい2級以上又は音声機能障がい3級以上又は言語機能障がい3級以上を有する者(児)とし、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障がい者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者とし、テレビ電話については、手話のできる者	FAXについては、一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者(児)等が容易に使用できるものとし、テレビ電話については、通信回線を用いて、音声及び画像を送受信できる携帯電話以外の機器であり、手話が鮮明に映し出せる機能を有している単独型のテレビ電話器本体	FAX　20,000円 テレビ電話　71,000円	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚に障がいのある身体障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式　5,150円 (気管カニューレ付きは3,200円増し) 電動式　72,203円 (電池又は充電器を含む。)	4年 5年
	埋込型人工喉頭用人工鼻	喉頭摘出者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用している者	対象者が容易にしようし得るもの(人工鼻カセット接続器具及び装着用アクセサリを含む	23,760円(月額)	―
	音声拡張器・助聴器	聴覚障がいを有する者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	聴覚障がい者(児)が容易に使用でき得るもの	38,200円	6年
	地デジ対応ラジオ	視覚障がいを有する者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	地上デジタル化されたテレビ放送の音声を受信できるFMラジオとし、操作内容の音声ガイド機能を有する等、視覚障がい者が容易に使用でき得るもの	29,000円	6年

排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	蓄便袋 月額　8,858円 蓄尿袋 月額　11,639円	―
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額　12,000円	―
	収尿器	高度の排尿機能障がい	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型　8,085円 簡易型　5,985円 女性用 普通型　8,925円 簡易型　6,195円 簡易型は採尿袋20枚を1組とする。	―
住宅改修	居宅生活動作補助用具	市内の住宅に居住する、下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)を有する身体障がい者であって障がい程度等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい2級以上の者)又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等	日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の住環境を改善し得るもの (1)　手すりの取付け (2)　段差の解消 (3)　滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)　引き戸等への扉の取替え (5)　洋式便器等への便器の取替え (6)　その他前各号に付帯して必要となるもの	購入費及び改修工事費 原則1回　200,000円	―

注
1　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
2　聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む
3　ストマ装具の基準額はストマ造設1か所あたりの額とし、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含むものとする。